

ダイオキシン類の自主測定結果について（平成28年度分）

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、高松市内における大気基準適用施設及び水質基準対象施設の設置者が実施した排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の自主測定結果については、次のとおりです。

● 報告のまとめ

1 大気基準適用施設

対象施設20施設のうち、17施設について測定結果の報告がありました。

測定結果は0 ～ 9.1ng-TEQ/m³Nの範囲であり、全て大気排出基準に適合していました。未報告の3施設は休止しています。

排出ガスの測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の 種類	報告 施設数	測定値	排出基準		基準に適合し ていない施設 数
			新設 (H12. 1. 15以降設置)	既設 (H12. 1. 14以前設置)	
アルミニウム 溶解炉	1	0.21	1	5	0
廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	0.00000051 ～0.17	0.1	1	0
	2t/h 未満	0～9.1	5	10	0

2 水質基準対象施設

報告対象施設2施設から測定結果の報告があり、全て排出基準に適合していました。

排水の測定結果

(pg-TEQ/L)

特定施設の種類	報告 施設数	測定値	排出基準	基準に適合してい ない施設数
下水道終末処理施設	2	0.00020～ 0.00026	10	0

3 大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉に係るばいじん等

ばいじんについては、11施設から報告があり、測定結果は0～5.7ng-TEQ/gの範囲でした。また、焼却灰その他の燃え殻については、15施設から報告があり、測定結果は0～0.04ng -TEQ/g の範囲でした。

報告のあった全ての施設で埋立処分等を行う際に適用される処理基準(3ng-TEQ/g)に適合していました。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

項目	報告数	最小～最大	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の 処理基準 (特別管理産業廃棄物基準値)
ばいじん	11	0～5.7	3 (3)
焼却灰	15	0～0.04	

注) 処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準です。ただし、既存施設から排出されるばいじん等のうち、セメント固化、薬剤処理又は、酸抽出を行っているものについては基準を適用しません。

- 各事業所の測定結果一覧
別紙のとおり

<お問い合わせ先>

- 高松市環境指導課 電話 087-834-5755